

Information Sheet

Protecting the human rights of adults with decision-making disabilities

1. 後見および財産管理制度

この情報シートは、1990年の後見および財産管理に関する法律（Guardianship and Administration Act 1990）についての一般的な情報です。各項目の詳細をお知りになりたい場合は、権利擁護庁が作成した他の情報シートをご覧ください。本文書の最後に、これらの情報シートおよび基本方針表明書の全リストがあります。

はじめに

1990年の後見および財産管理法は、判断能力が不十分なため自ら理性的な決定ができない成人には、生活の質を維持するためだけでなく、ネグレクトや搾取、虐待などの危険から保護するためにも、追加的な支援や援助が必要であると規定しています。

後見および財産管理制度

認知症や知的障害、精神疾患、後天性脳外傷などにより理性的な判断ができない成人を、意思決定障害者といいます。後見および財産管理制度では、そのような意思決定能力のない成人の最善の利益のために、代理として判断をする後見人を法的に任命することを可能にしています。

後見とは？

後見制度は、個人的および医療、生活上に関わる判断に適用されます。判断能力のない人の最善の利益のために、代理として決定ができる責任者（「後見人」）を法的に任命します。後見人には、仕事や生活、治療などに関する決定権が与えられます。

財産管理制度とは？

財産管理制度は、財産および法的な意思決定に適用されます。自ら判断できる能力のない人の最善の利益のために、財務上または法律上の意思決定を行う責任者（「管理人」）を法的に任命します。管理人には、資産の売買や債務の支払い、金融投資などを決定する権限が与えられます。



後見人または管理人の選任

後見人や管理人に関する案件は、州行政審判所が審査します。ただし、後見人や管理人の選任を州行政審判所へ申請する必要があるのは、意思決定障害者の生活に影響を与えている問題を解決するには適正な決定が必要であり、しかも後見人や管理人による決定以外に解決方法がない場合に限られます。

後見人や管理人が選任された人は、自分で意思決定する権利を失います。意思決定権の保護が常に最重要視されるため、後見人または管理人の選任は州行政審判所の審理に委ねられます。つまり、後見人または管理人の選任が意思決定障害者の最善の利益を守るために必要であり、またそれ以外に他の「より制約が少ない」選択肢がない、あるいは適切でないと州行政審判所が判断した場合にのみ、後見人または管理人が決定されます。一方、現在意思決定能力のある人は、将来を考慮し、自分のために意思決定を行ってくれる人を確実に選任しておくために、意思決定能力のあるうちに予め永続的委任状（enduring power of attorney）および／または永続的後見人委任状（enduring power of guardianship）を作成しておく選択もできます。

永続的後見委任状と永続的委任状

1990年の後見および財産管理法（Guardianship and Administration Act 1990）は、自分で意思決定ができなくなった場合に、自分の代理として意思決定をする意思決定者を指名しておける二つの選択肢、永続的後見委任状（Enduring Power of Guardianship）と永続的委任状（Enduring Power of Attorney）を規定しています。完全に法的能力のある成人であれば、個人的または生活、治療に関わる意思決定を行う永続的後見委任状と、経済や財産に関する意思決定を行う永続的委任状の、それぞれ異なった分野の意思決定を行う委任状のどちらか、または両方を作成しておくことも可能です。

事前医療指示書

1990年の後見および財産管理法では、自分が将来受けたい治療内容を明記しておき、医療専門家がそれに沿って治療する事を希望する人に、事前医療指示書という選択肢を提供しています。完全な法的能力のある成人であれば、事前医療指示書の作成や、事前医療指示書にどのような治療方針の決定を含めるかを定めることができます。事前医療指示書の詳細については、保健省（電話 9222-2300）に問い合わせるか、ウェブサイトを参照ください。

<https://www.healthywa.wa.gov.au/AdvanceHealthDirectives>

1990 年後見および財産管理法の原則

1990 年の後見および財産管理法は、意思決定障害を持つ成人の最善の利益を守るために、代理意思決定者の必要性を判断する際の原則を規定しています。

- 最善の利益 - 意思決定障害者の最善の利益が最優先される
- 能力の推定 - 本人に能力がないことが疑いの余地なく証明されない限り、後見人または管理人が必要とされている本人には能力があり、自分で決定する能力があると推定される
- 制約が一番少ない代替方法 - 後見人または管理人の任命は、本人の意思決定や行動の自由の制約がより少なく、かつ本人の必要性を満たすような他の適切な方法がないと証明された場合にのみ行われる
- 限定的と全体的 - 選任された代理決定者の権限は、本人では問題があり困難なため意思決定支援が必要な分野にのみ限定される
- 本人の意思の尊重 - 本人に代わって行われる意思決定では、できる限り意思決定障害者の意思（直接的な表明、またはこれまでの行動に基づく）が考慮される

公的権利擁護人

公的権利擁護人は、1990 年後見および財産管理法に基づいて任命される独立した役人で、意思決定障害を持つ成人の人権や尊厳、自主性を促進・保護し、またネグレクト、搾取、虐待のリスクを軽減することを目的としています。

公的権利擁護人は、認知症や知的障害、精神疾患、後天性脳障害などのため理性的な判断ができない成人の人権保護の支援をします。高齢化と認知症の増加に伴い、自らの最善の利益のために理性的な判断ができない西オーストラリア州民の数は確実に増加しています。

州行政審判所

州行政審判所（State Administrative Tribunal）は、独立した法定審判所で、後見人または管理人の任命が、意思決定障害者にとって最善の利益となるかどうかを判断します。審判所は：

- 後見人および/または管理人の選任申請を検討する
- 後見人および管理人の選任命令を下す
- 過去になされた命令を見直す
- 1990 年後見および財産管理法に基づいて、永続的委任状、永続的後見委任状、事前医療指示書、治療決定への介入申請を検討する

追加情報

公的権利擁護庁では、この他の様々な情報シートや基本方針表明書を公表しています。それらは、www.publicadvocate.wa.gov.au の Web サイトでアクセスできます。またご要望があれば、他の言語やフォーマットでも入手可能です。

その他の情報シート

2. 公的権利擁護人の役割
3. 州行政審判所の役割
4. 後見制度
5. 行政
6. 不妊手術
7. 顧客フィードバックとサービス基準
8. 永続的委任状
9. 永続的後見委任状
10. 将来への計画

公的権利擁護庁の基本方針表明書

1. 治療に関する決定
2. 制限的行為（拘束）
3. 最終手段の後見人としての公的権利擁護人の役割：住居決定権
4. 最終手段の後見人としての公的権利擁護人の役割：治療法の決定権
5. 最終手段の後見人としての公的権利擁護人の役割：接触に関する決定権
6. 最終手段の後見人としての公的権利擁護人の役割：緩和ケアの決定権
7. 医学的リサーチに関する決定権
8. 最終手段の後見人としての公的権利擁護人の役割；制約的行為に関する決定権

電話相談サービス

公的権利擁護庁は、個人的または専門的な理由で意思決定障害を持つ成人の権利とニーズに関心がある方のために、電話相談サービスを提供しています。月曜日から金曜日の営業時間内に 1300 858 455 におかけになり、担当官にご相談ください。

お問い合わせ先

公的権利擁護庁 (Office of the Public Advocate)

公的権利擁護庁情報シート-1. 後見および財産管理制度

郵便： PO Box 6293, EAST PERTH WA 6892
電話： 1300 858 455
Email: opa@justice.wa.gov.au
Webサイト: www.publicadvocate.wa.gov.au

本情報シートに記載された情報は、公共のサービスとして自発的に提供されているものであり、提供されているアドバイスは善意によるものです。しかしながら、あくまでも読者が自己責任のもとに、ここに記載されている事柄について判断し、関連する表現、記述、情報をすべて確認すべきであるという前提で提供されています。西オーストラリア州（「州」）、州の機関または団体、州または州の機関または団体の職員または代理人のいずれも、本ガイドラインで提供されるいかなる情報やアドバイスの使用、または依存から生じるいかなる損失または損害に対して、過失によるものであるか否かにかかわらず、何らの責任を負うものではありません。

2023 年 7 月